

改正	2012年1月19日	2013年2月14日
	2015年3月28日	2016年7月30日
	2017年3月16日	

(目的)

第1条 この規程は、本学教職員の、法令及び本学の規準、規程、内規、その他本学の制定した規則等に反する行為又は本学の名誉と信用を著しく失墜させる行為（以下「違反行為等」という。）が生じた場合における本学の措置に関する必要な事項を定める。

2 本学教職員には、有期の常勤教職員を含む。

(所管)

第2条 この規程に定める違反行為等に係る調査、審理、決定等は、同志社大学倫理審査委員会（以下「倫理審査委員会」という。）が行う。

2 倫理審査委員会に関する事項は別に定める。

(窓口)

第3条 違反行為等に係る申立て及び情報提供（以下「申立て等」という。）に対応する窓口は倫理審査室とする。

(申立て等)

第4条 本学教職員の違反行為等が存在するとの疑いがあると思料する者は、何人も倫理審査室に申立て等を行うことができる。

2 申立てをする者（以下「申立人」という。）は、所定の申立書により行うものとする。ただし、申立人は、その後の調査手続等において氏名の秘匿を希望することができる。

3 情報提供をする者（以下「情報提供者」という。）は、提供の方法、手段を問わず、匿名で行うことができる。以下、申立人と頭名の情報提供者を「申立人等」という。

4 第1項の申立て等は、原則として当該事実の発生した日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(倫理審査室長の指導及び助言)

第5条 倫理審査室長は、情報提供のあった違反行為等について、当該行為が懲戒規程第3条に規定する懲戒事由に該当する場合を除き、関係部課に対して当該事案の是正及び改善を指導及び助言することができる。

2 前項の指導及び助言については、倫理審査委員会委員長に報告するものとする。

3 倫理審査室長は、情報提供者から当該事案に対する指導及び助言について説明を求められた場合は、これに応えなければならない。

(調査)

第6条 倫理審査委員会の行う調査は、予備調査及び本調査とする。

(調査開始の決定)

第7条 倫理審査委員会は、申立て等のあった日から20日以内に、予備調査を開始するか否かを決定しなければならない。

2 倫理審査委員会委員長は、前項の決定について、申立人等に通知するものとする。

(予備調査)

第8条 倫理審査委員会は、次の各号の場合は、予備調査を行わなければならない。

(1) 第4条第2項による申立てがなされた場合。ただし、申立書の記載内容から当該行為が懲戒規程第3条に規定する懲戒事由に該当しないことが明らかな場合はこの限りでない。

(2) 第4条第3項の情報提供について、当該行為が懲戒規程第3条に規定する懲戒事由に該当する場合又は予備調査の必要があると判断される場合

(3) 学長が、申立て等の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき違反行為等の疑いがあると判断し、予備調査の開始を命じた場合

(予備調査委員会)

- 第9条 倫理審査委員会は、予備調査を実施するため、倫理審査委員会の下に予備調査委員会を置く。
- 2 予備調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、調査の公平性を欠くおそれのある者はこの限りではない。
- (1) 倫理審査委員会の委員から倫理審査委員会委員長が指名する者1名
 - (2) 申立て等に係る調査の対象者（以下「調査対象者」という。）の所属長（職員が調査対象者の場合は総務部長とする）
 - (3) 倫理審査室長
 - (4) 倫理審査委員会委員長が委嘱する者若干名
- 3 予備調査委員会委員長は、前項第1号の委員とする。
- （予備調査の実施）
- 第10条 予備調査委員会は、申立人等からの事情聴取又は申立て等に係る書面（情報提供の内容を記録した書面を含む。）に基づき、違反行為等の存在の有無の可能性について調査する。
- 2 予備調査委員会は、必要があるときは、調査対象者から事情聴取をすることができる。
- （予備調査結果に基づく決定）
- 第11条 倫理審査委員会は、予備調査の結果に基づき、違反行為等の可能性の有無及び本調査を開始するか否かを決定するものとする。
- 2 倫理審査委員会委員長は、前項の決定について申立人等に通知するものとする。ただし、予備調査が第8条第3号による場合は、学長に報告する。
- （予備調査に替わる調査）
- 第12条 部、科、所、センター等における調査（本学が設置する委員会における調査も含む。）に基づき、違反行為等の存在の可能性が高いと判断される場合は、当該調査を予備調査と看做し、学長は、直ちに本調査の開始を倫理審査委員会委員長に命ずることができる。
- （本調査）
- 第13条 倫理審査委員会は、本調査の開始を決定した場合又は前条に規定する学長の命令があった場合は、速やかに本調査を実施しなければならない。
- （専門調査委員会）
- 第14条 倫理審査委員会は、本調査に際して必要あるときは専門調査委員会を置くことができる。
- 2 専門調査委員会は、倫理審査委員会委員長が委嘱する者若干名で構成する。
 - 3 専門調査委員には、学外の有識者及び専門家を委嘱することができる。
 - 4 その他、専門調査委員会に関する事項は、倫理審査委員会で定める。
- （本調査の実施）
- 第15条 倫理審査委員会又は専門調査委員会は、申立人等及び調査対象者からの事情聴取並びに申立て等に係る書面に基づき、違反行為等の有無及びその程度について調査する。
- 2 倫理審査委員会及び専門調査委員会は、必要あるときは次の事項を行うことができる。
- (1) 情報提供者及び関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) その他、違反行為等の認定に特に必要と認められる事項
- （調査対象者の弁明機会）
- 第16条 倫理審査委員会は、違反行為等の認定にあたっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- （本調査結果に基づく決定）
- 第17条 倫理審査委員会は、本調査結果に基づき、違反行為等の認定及び懲戒規程第3条に規定する懲戒事由該当の有無について決定するものとする。
- 2 倫理審査委員会委員長は、前項の決定について、申立人等及び調査対象者に対して文書でもって通知するとともに、学長に報告しなければならない。
- （他の機関等による調査）
- 第18条 倫理審査委員会は、本学以外の機関、組織等における信頼すべき調査により、明らかに違反行為等の存在が認められる場合は、当該調査を本調査と看做すことができる。
- （異議申立て）
- 第19条 申立人等は、第11条における本調査不開始の決定について、倫理審査委員会委員長に対して

異議申立てをすることができる。

- 2 申立人等及び調査対象者は、第17条の決定について、学長に対して異議申立てをすることができる。
- 3 前2項の異議申立ては、異議申立書によって行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の異議申立ては、第11条第2項又は第17条第2項の通知を受け取ってから、10日以内に行わなければならない。
- 5 その他、異議申立てに必要な事項は、倫理審査委員会で定める。

(異議申立ての妥当性の審査)

第20条 倫理審査委員会委員長は、前条第1項に基づく第3項の異議申立書を受理したときは、異議申立ての妥当性を審査するために、再度倫理審査委員会で本調査を開始するか否かを審議しなければならない。

- 2 申立人等は、前項による本調査不開始の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。
- 3 学長は、前条第2項に基づく第3項の異議申立書を受理したときは、異議申立ての妥当性を審査するために、異議申立審査委員会を設置し、速やかに審査しなければならない。
- 4 異議申立審査委員会は、学長が委嘱する委員3名で構成する。
- 5 倫理審査委員会委員及び専門調査委員会委員は、前項の委員を兼ねることはできない。
- 6 第4項の委員は、本学教職員以外の者に委嘱することができる。
- 7 異議申立審査委員会は、異議申立書及び倫理審査委員会の決定並びに関係資料に基づき、再審査の必要性の有無について決定し、学長に報告する。
- 8 学長は、前項の決定について、申立人等及び調査対象者に対して文書でもって通知しなければならない。
- 9 異議申立審査委員会は、必要ある場合は、関係者から事情聴取をすることができる。
- 10 申立人等及び調査対象者は、異議申立審査委員会による再審査不開始の決定に対して、異議を申し立てることはできない。

(再審査)

第21条 学長は、異議申立審査委員会が再審査の開始を決定したときは、倫理審査委員会委員長に再審査を命ずる。

- 2 再審査の実施については、本調査実施の手続を準用する。
- 3 申立人等及び調査対象者は、再審査による倫理審査委員会の決定に対して、再び異議を申し立てることはできない。

(大学の措置)

第22条 学長は、第19条第2項に規定する異議申立てがなされなかったとき若しくは前条第1項に規定する再審査の開始が決定されなかったとき又は前条第3項に規定する再審査による決定がなされたときは、倫理審査委員会の決定に基づき必要な措置を講じるものとする。

(公表)

第23条 学長は、違反行為等の存在が認定された場合は、大学の措置及び調査結果を公表するものとする。また、必要ある場合は、関係監督庁へ報告するものとする。ただし、懲戒委員会へ付議されている事案については、理事長と協議の上行うものとする。

- 2 公表の方法については別に定める。

(教授会での調査)

第24条 調査の事案が、同志社大学研究倫理規準第10条第4項に規定する「研究成果発表における不正な行為」に係る場合又は教授会での調査及び審理が適切と認められる事情のある場合は、予備調査及び本調査を、学部、研究科(以下「学部等」という。)の教授会において行うことができる。

- 2 前項の調査を行う場合、倫理審査委員会の承認を得なければならない。
- 3 学部等は、第1項の調査を行うため、この規程に準じた調査手続の規程を定めるものとする。

(名誉回復)

第25条 第23条に定める大学の措置が実施された後、この措置が不適切であると認められる旨が裁判で確定したときは、この措置は撤回されるものとする。

- 2 学長は、前項の措置の撤回に伴い、調査対象者に対して名誉回復に必要な措置をとらなければならない。

(調査への協力)

第26条 違反行為等の調査事案に関係する者は、この規程に基づく予備調査、本調査及び再審査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第27条 本学の関係者は、申立人等及び調査に協力した者に対して、そのことを理由とした不利益な扱いをしてはならない。

(不正目的の申立て等)

第28条 倫理審査委員会委員長は、違反行為等の申立て等に関し、不正な目的をもって虚偽の申立て等を為した(以下「不正目的の申立て等」という。)者について、倫理審査委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。

2 倫理審査委員会委員長は、予備調査、本調査及び再調査において、違反行為等の存在が認定されなかったことをもって、直ちに不正目的の申し立て等と看做してはならない。

(秘密保持)

第29条 この規程に定める申立て、情報提供、調査等に関わった者は、関係者の名誉及びプライバシーその他人権を尊重し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第30条 この規程に関する事務は、倫理審査室事務室が行う。ただし、必要あるときは、関係部課の協力を得ることができる。

(改廃)

第31条 この規程の改廃は、倫理審査委員会及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 公的研究費の運営・管理に関する違反行為等については、この規程の定めのほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に定める手順に従って対応するものとする。

3 研究活動における不正行為に関する違反行為等については、この規程の定めのほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究活動における不正行為についての本調査に関する申合せ」に定める手順に従って対応するものとする。